

大垣女子短期大学学友会規程

第1章 総則

第1条 本会は、大垣女子短期大学学友会と称する。

第2条 本会は、大垣女子短期大学内に置く。

第3条 本会は、大垣女子短期大学の「建学の精神」に則り、学友相互の親睦と教養の向上をはかり、学生生活を豊かにすることを目的とする。

第2章 組織

第4条 本会は、大垣女子短期大学学生をもって会員とする。

第5条 本会の運営等に際し、助言と指導をうけるため、顧問を置く。

2 顧問は7名以内とし、大垣女子短期大学学生支援委員長、各学科学生支援委員及び学生支援課長とする。

第3章 機関

第6条 本会の目的達成のため次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) みずき祭実行委員会
- (4) クラブ部長会

第1節 総会

第7条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

第8条 総会は、毎年度4月に開催する。

2 総会の議長は会長が行い、会長に事故あるときは、予め指名された者がその任にあたる。

第9条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第10条 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 活動報告及び活動方針
- (2) 予算及び決算

(3) 本規程の改廃に関する事

(4) 本会の運営に関する重大な事項に関する事

第2節 常任委員会

第11条 常任委員会は、本会の最高執行機関であり、各学科が推薦する委員をもって構成する。

2 各学科が推薦する委員は、各学科・各学年（3年次生を除く）から原則として各2名とする。ただし、これを下回らない。

第12条 委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 本規程に定められている事項
- (2) 総会に提出する議案の作成に関する事項
- (3) 総会において決議された案件の実施に関する事項
- (4) 本会の行事に関する計画及び実施に関する事項
- (5) 委員会に出席し、会員への伝達事項に関する事項

第13条 委員の任期は、選出時より翌年度の3月31日までとする。

第14条 常任委員会には、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1～2名
- (3) 書記1名
- (4) 会計1名

第15条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を統轄し、本会の運営に関し権限と責任を負う。
- (2) 副会長は会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- (3) 書記は必要文書を作成し、会務の記録を執る。
- (4) 会計は本会の会計事務を担当し、顧問の承認を得て、会計一般を処理する。

第16条 役員は、委員の互選により決定する。

第 17 条 役員任期は、12 月 1 日より 11 月 30 日までとする。ただし、次期役員が選出されるまでは、任期満了後もその任務を負うものとする。

第 18 条 本会の名誉を毀損する行為または、目的に反する行為があったときは、顧問の意見を聴き、委員会の議決により、役員及び委員を解任することができる。

2 役員及び委員は、委員会において正当な理由があると認められた場合以外は辞任することはできない。

3 役員及び委員の解任及び辞任のときは、遅滞なく会員に報告しなければならない。

4 役員及び委員の解任及び辞任のときは、直ちに役員及び委員の選出を行い、会員に報告しなければならない。なお、新役員及び新委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 3 節 みずき祭実行委員会

第 19 条 みずき祭実行委員会は、常任委員会委員で構成する。

第 20 条 みずき祭実行委員会に次の役員を置き、常任委員会役員が兼務する。

- (1) みずき祭実行委員長 (会長兼務)
- (2) みずき祭副実行委員長 (副会長兼務)
- (3) 書記 (書記兼務)
- (4) 会計 (会計兼務)

第 4 節 クラブ部長会

第 21 条 クラブ部長会は、大垣女子短期大学のクラブ部長で構成する。

第 22 条 クラブ部長の任期は、毎年 12 月 1 日より 11 月 30 日までとする。

第 23 条 クラブ活動に必要な事項は、別にクラブ規程をもって定める。

第 4 章 会計監査

第 24 条 常任委員会に会計監査 2 名を置き、役員を除く委員の中から互選で決定する。

第 25 条 本会の予算が公正に執行されているかを監査し、総会で報告することを任務とする。

第 5 章 会計

第 26 条 本会の経費（クラブ活動助成、大学祭助成等）は、学友会費及び大垣女子短期大学助成金、その他の

収入をもって充てる。

第 27 条 本会の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 28 条 本会の会費は、原則として入学時に納入しなければならない。会費は、総会の承認を得て、決定及び変更することができる。

第 29 条 本会の主管は学生支援課とする。

第 30 条 本規程の改廃は、総会の議決を要する。なお、この場合、会員の利益を損なうことがないようにしなければならない。

第 31 条 本規程に定めなき事項については、学長が決する。

附 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行し、昭和51年1月29日から施行の「大垣女子短期大学第1部学友会規約」並びに昭和47年7月16日から施行の「大垣女子短期大学第3部学友会規約」は、平成12年3月31日をもって廃止する。
2. この規程は、平成14年12月1日から施行する。
3. この規程は、平成21年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成25年12月1日から施行する。
5. 一部改正した本規程は、平成28年12月1日から施行する。
6. この規程は、平成29年4月1日から施行する。